

御指摘を踏まえ、市町村等及び都道府県が開設する基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用周波数を消防用船舶に対し割り当てることのできるよう原案を修正いたします。

変更箇所	パブリックコメント後（修正版）	パブリックコメント時（原案）
(4) エ(オ) A (B) c	<p>(a) 市町村等及び都道府県に対しては、次のとおりとする。ただし、広域応援活動等を踏まえ、他の都道府県に指定されている主運用波を指定することとし、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の付款を付すものとする。</p> <p>① 航空機に搭載する場合 全てのデジタル共通用の周波数を指定するものとする。</p> <p>② ①以外の場合 当該市町村等及び都道府県が開設する携帯基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用の周波数及び全てのデジタル共通用の周波数の対向波（低群の移動局用の周波数）を指定するものとする。</p>	<p>(a) 市町村等及び都道府県に対しては、全てのデジタル共通用の周波数を指定することとする。ただし、広域応援活動等を踏まえ、他の都道府県に指定されている主運用波を指定することとし、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款を付すものとする。</p>

このほか、技術的な修正をしています。